

<社会医療法人の要件>

- 病院の設備構造、業務体制、実績が厚生労働大臣の定める基準に適合。
- 役員、社員等については、親族等が3分の1以下であること。
- 解散時の残余財産を国等に帰属させる旨定款に定めていること。等
- 救急等確保事業(5事業)を実施。

H23.12~
藍里病院
社会医療法人
認定



◎東部精神科救急医療圏＝
徳島県の人口の約7.5割
約60万人が暮らす。



◎救急医療等確保事業「精神科救急」の基準

＝3年間で人口万対 7.5以上の時間外等(休日、深夜を含む)診療件数

＝約450件以上必要。ただし、時間外等入院は件数に含まれない。⇒ 達成。

◎輪番制精神科救急システムに参加(8病院)。⇒ 平成10年11月発足時から参加。

◎応急入院指定病院であること⇒ 平成16年 2月より指定されている。

医療計画と社会医療法人(医療法上の規定)

国(厚生労働大臣): 医療提供体制の確保を図るための**基本方針**を定める(30条の3)

都道府県: **国の基本方針**に即し、地域の実情に応じて、**医療計画**を定める(30条の4)

都道府県
医療審議会の
意見

都道府県知事の
認定

〔**医療計画**に定める事項〕

- ① **4疾病**(がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病)
+ **精神疾患** →「**5疾病**」(S23.7.6社会保障審議会医療部会)
- ② **5事業**(**救急医療等確保事業**=救急医療、災害時医療、へき地医療、周産期医療、小児(救急)医療)

社会医療法人(医療法42条の2) (H19年改正、H20.4~認定開始)

公的医療機関と並ぶ**5事業**を担う主体(42条の2)

国、都道府県、市町村と並ぶ「**地域医療支援病院**」の開設主体(4条)

公的医療機関、大学と並ぶ「**医療対策協議会**」の構成員(30条の12)

第30条の12 都道府県は、次に掲げる者の管理者その他の関係者との協議の場を設け、これらの者の協力を得て、救急医療等確保事業に係る医療従事者の確保その他当該都道府県において必要とされる医療の確保に関する事項に関し必要な施策を定め、これを公表しなければならない。…7. 当該都道府県知事の認定を受けた第42条の2第1項に規定する社会医療法人